

第8号様式（第8条関係）

世富第1297号 - 1  
平成29年12月12日

W W B 株式会社  
代表取締役 龍 潤生 殿

山梨県知事 後藤 斎

（仮称）富士河口湖太陽光発電設備設置事業に係る  
景観配慮書に対する意見について（送付）

平成29年10月30日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

県民生活部世界遺産富士山課  
保全管理担当  
TEL 055(223)1330

(別紙)

(仮称)富士河口湖太陽光発電設備設置事業に係る  
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
事業者の名称：WWB株式会社  
代表者の氏名：代表取締役 龍 潤生  
主たる事務所の所在地：東京都品川区東品川二丁目2番4号  
天王洲ファーストタワー5F
- (2) 対象事業の名称  
(仮称)富士河口湖太陽光発電設備設置事業
- (3) 対象事業の種類  
森林において土地の形質の変更を行う事業、太陽光発電施設の新築
- (4) 対象事業の規模  
事業区域の面積：38,565m<sup>2</sup>
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置  
山梨県南都留郡富士河口湖町船津字西見返し6,162番2 外20筆

2 意見

(1) 全般的事項

対象事業の実施に当たり、各種関係法令の遵守及び太陽光発電に係るガイドライン・基準等の適合に努めるとともに、景観配慮書及び事業者見解書に記載した保全措置等との整合を図ってください。

(2) 個別的事項

景観影響の予測について

対象工作物は、周辺森林により遮蔽され視認されないと予想していますが、事業実施による影響で、周囲の樹木が枯れると視認性が高まります。そのため、事業実施による周辺森林への影響や、それによる景観への影響について、専門家の意見を聴取するなどの方法により調査及び予測をし、その結果を踏まえて保全措置の検討を行ってください。

定点観測地点からの眺望景観の保全措置において、太陽光パネルを黒色系で低反射の製品を用いるとしていますが、反射光による景観への影響を把握するための調査及び予測をし、その結果を踏まえた保全措置の検討を行ってください。

特別名勝富士山の範囲内には、対象工作物を設置しないとしていますが、排水施設の一部の設置が予定されています。そのため、特別名勝の指定範囲及び登山道と配置設備との位置関係について図表を用いて示すとともに、当該施設の規模が大きいことから景観へ与える影響についても調査及び予測をし、必要に応じて保全措置の検討を行ってください。

### 3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。